

第三十四回 参議院大蔵委員会議録第三号

(五五)

昭和三十五年二月十八日(木曜日)午前
十時二十五分開会

委員の異動

二月十六日委員大矢正君辞任につき、その補欠として近藤信一君を議長において指名した。二月十七日委員近藤信一君辞任につき、その補欠として大矢正君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君

理事 上林 忠次君

山本 大矢

水末 英一君

天坊 裕彦君

委員

大谷 賢雄君

岡崎 真一君

木暮 武太夫君

河野 謙三君

西川 基五郎君

林屋 龍次郎君

木暮 武太夫君

河野 謙三君

木村 稔八郎君

野溝 勝君

平林 宏治君

須藤 五郎君

大蔵政務次官 前田 佳都男君

大蔵省主計局長 原 純夫君

大蔵省主税局長 原 純夫君

局税關部長 局税關部長

第五部

大蔵委員会議録第三号

事務局側	常任委員 木村常次郎君
○理事の補欠互選の件	本日の会議に付した案件
○船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)	○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○内閣送付、予備審査)	○内閣送付、予備審査)
○関税暫定措置法案(内閣送付、予備審査)	○租税及び金融等に関する調査(税制改正に關する件)

常任委員 木村常次郎君

大蔵委員会議録第三号

て、提案の理由及びその概要を御説明いたします。

船主相互保険組合法は、昭和二十一年に施行されたのであります。同法に基づき設立せられました日本船主事業の情況に顧み、船舶の所有者または賃借人たる組合員が、その所有または賃借する船舶の航海に伴つて生ずる事故による費用及び責任を負担する保険事業のみを行なうこととせられたの

であります。従いまして、現在当組合は組合員が他から用船して運送に従事する場合の費用及び責任を担保することができないのであります。

しかしところ、船舶の運航形態を見ますと、わが国海運界の特殊事情もありまして、今日におきましては、運航船舶の相当部分を用船にたよつて

するのが実情であります。よつて、この結果、大矢君は理事の資格を失なつて参りましたのであります。

なお、組合員が、船舶の回航を請け負う事例もありますので、その場合の事故によつて生ずる費用及び責任の保険についても組合が引き受けられるよう改正し、あわせて若干の条文整備を行なうため法律改正を行なおうとするものであります。

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開きます。	まず、御報告いたします。二月十六日付で委員を辞任されました大矢君が、十七日付をもつて大蔵委員に選任されました。
○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開きます。	この結果、大矢君は理事の資格を失なつて参りましたので、委員長は、前例に従いまして、この際理事に大矢君を指名いたします。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案外三件について、順次、提案理由の説明を聽取することにいたします。	○政府委員(前田佳都男君) ただいま議題となりました船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。
○政府委員(前田佳都男君) ただいま議題となりました船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申上げます。

○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申上げます。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	まず、炭化水素油につきましては、別途交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適当であるりますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	以下、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	まず、この措置に伴いまして、臨時地方特別交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適当であるりますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	以下、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	まず、炭化水素油につきましては、別途交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適当であるりますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。
○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	まず、炭化水素油につきましては、別途交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適當であるりますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。

○委員長(加藤正人君) これより、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案について申上げます。	まず、炭化水素油につきましては、別途交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことが適當であるりますので、同特別会計法について所要の改正を行なおうとするものであります。

健の向上のために、いすゞも昭和三十年度に限り関税を免除することとしております。

以上申し述べました物品以外の物品で、現在暫定減免税率制度の適用を受けているものにつきましては、最近の経済状況等にかんがみ、現行の暫定減免税率をなお継続することとし、原子力関係物品及び航空機関係物品については三年間、その他の物品については一年間、さらに減免税の期間を延長することとしております。

次に、暫定減免税率制度の適用を受けた物品のうち特定の用途に供することを条件としているものにつきましては、その減免税の目的にかんがみ、あらかじめ承認を受けた場合のほかその用途外使用を禁止することといたしております。

このほか必要な規定の整備をはかることとしております。

以上がこの四法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（加藤正人君） これらの法律案に関する補足説明並びに質疑は後日譲ります。

○木村禧八郎君 税制改正につきまして、政府の方からこの際説明していただきたいのです。それは、今度の三十五年度予算案の一つの大きな特徴は減税をしないということですね。これま

で十年間
金額はしなじみ延します
れども、一応減税措置をやつております
すが、今度初めてやらない。これに
いては、そのいろいろな事務当局の
臣に伺いますがね、事務当局でお答
えにくい点は、またこれは当然大蔵
省に伺いますかね、事務当局でお答
えては、その第一は、なぜ減税ができる
のかたのとくいう点ですね、その理
由を御説明願いたい。それから第二は
租税の見積もりですね、三十五年度
税収の見積もりについていろいろま
意見があるわけですね。その見積も
りについて。それから第三は、わざわ
ざの見方では、今度三十五年度に減税
きないだけではなく、もう少し長期的
見まして、三十六年度、その後に
いて財源の問題が非常に重大な問題
になるのではないか、あるいは増税が
要になるかもしねれない、あるいは公
発行も必要になるかもしねれない。そ
ういう点と関連しまして、今の税制で
が、税制についてどういう改正をお
こなつておられるか。

まつたは、何回もやりとりをしましたが、必ず何回もやりとりをします。それから、政府側もいろいろ資料を出してあります。また、自治庁あたりも、地方税等につきましては資料を出してあります。そこで、この税制調査会の審議が固まらないうちに、私たちと一緒に、ではそこに出された資料、あるいはそこに行なわれましたいろいろな議論、そういうようなものを一応ここで知りたいと思うのです。どういう方向に向かっておるのか、また政府がどういう諸問題をされて、そうしてどういうような資料を出されておるのか。今後の税制改正は非常に重要だと思いますし、すでにシャウブ税制改革以後、御承知のように、今の税制は極端にめがんでしまっておりますから、どうしても改正しなければならないし、特に財源の確保と関連しまして今後重大な問題になると思います。そういう意味で、なるべく詳細に御報告願います。して、また、できる限り税制調査会に出された資料はわれわれの方にも出していただきたいと思います。

○政府委員(原純夫君) お尋ねの三項目、お答えのしようによつては非常に時間が取るわけありますが、なおお提として、ざつと一応申し上げます。最初の、なぜ昭和三十五年度に減税額をやらないかというのは、いすれまた受け加えてお尋ねがあるということを前提として、ざつと一応申し上げます。大臣からもよくお聞きを願いたいと思ひますが、伊勢湾台風で非常に大きな被害が出る増があるといふのが実際問題とあります。ですが、伊勢湾台風で非常に大きな被害が出るためには、今般はできないということになりますが、経過的に申しますれば、

あるときには災害復旧の費用がその前の四年で四百億以上かかるところとなり、で、その時分に先生からお尋ねの自然増収の見舞いも、千五百億はあるということは、千七百億か千八百億が、もうかとおつたよりも四百億以上よけいかかるといふことになり、で、その時分に先生からお尋ねの自然増収の見舞いも、千五百億はあるということは、千七百億か千八百億が、もうかとおつたよりも四百億以上よけいあることになつてきて、これはむづかしいなあという判断になりましたのが事実の経緯であります。

その後、経済の状況は非常に調子がよくて、収入はもつとあるということは、二千九十六億という三十五年度の自然増収を見積もるようになりますが、その間、歳出の方の所要額というのが非常に多いと、災害復旧だけではなくて、国土保全の方にも力を尽くさなければならぬ。その他国民年金を初めとしまして、御案内のやうないろいろの増加があると、最後の段階まで、足らなければ公債を出したらどうだといふ議論が並行してあつたといふような情勢でありますので、それらの経総を含めて、諸般の財政事情に応ずるために、三十五年度は残念ながら減税はあきらめなければならぬということに相なつたわけであります。

第二段の、三十五年度の見積りのことは一言でお尋ねでございまして、お答えも、二千九十六といふものが、これもお手元に参つておると思ひますが、活版で租税及び各税の見積もりの説明をしたのがございます。これをうらんいただきたいと思いますが、大体租税の見積り、国民の所得、消費、そういうものの伸びが、政府の経済見通しといふようなもので

出で参ります。それに夢おちたれまして、見積もって参る中で一番むづかしいのが法人の所得であります。同様なことが申告所得税の所得についても言えますが、その他のものはかなりに基礎が、何といいますか、そうふれがなれる。特に法人所得にふれがあるのです。が、この見積もりに一番苦心をしましてが、この見積もりにつきましては、後ほどいろいろお尋ねいただきますが、過去のいろんな動きの中でどういふ実績を示してきたか。今度はかなり、岩戸景気といふものがいつまで続くかといらむづかしいバックグラウンドに立って、そういう法人所得の景気の動きに対しての動きの予測をつけた。單にそういう過去との比較だけではなくて、私ども第一線に持つております担当官のうち目のきくものを選んで、いろいろ大会社等については見込みを立ててみるとよろんなことを、両面からやりまして、出してきたのがこの見積もりでございます。

査会を作りましたこと、自体が、私どもとしての、政府としてのこの問題に取り組む腰かまえが、かなり、何といいますか、腰を入れてやろうということだということは御理解いただけると思います。そして、それも三年あるからいいというだけではなくて、さっそく昨年の五月の初めにもう委員会構成をとりまして、五月の中旬には第一回を開きまして、夏の間も今お話しの実地調査によって、できる限り税の実際の状況、中央、地方の財政の状況というようなものも調べられ、秋に入りますからね、間もなく部会構成をとりまして、各部会で活発な議論を始めております。本年も引き続き、国会開会中いろいろと何があるけれども、大事な問題だから一つやるうとして、毎週金曜日を定期日といったままで、各税部会をやるとか、また金曜日は隔週、通則法といいまして、各税共通の事項をきめる法律を考えておりますが、その審議が行なわれておるといふやうな状況でござります。

○木村禪八郎君 問題点をざっとお願

いいたします。

○政府委員(原純夫君) それでは、ま

あそいら経緯がござりますので、その

やつていてるかということを申し上げます。だんだん詳しく述べねがあると

思いますが、最初になるべく広いこ

とについて」といふのがござります。

これは一番初めてに調査会に政府側から

出しましたので、その後もちろん補

足のあるべき筋合いであります。

今までのところは、まだ大体このワクで

ありますか、腰を入れてやろうとい

うことを

いた

い

ます。

い

税制度にまで突っ込んで考えたらどうかということで始まつたわけであります。

自己資本論といいますのは、御案内の通り、戦前は法人企業の自己資本対他人資本の比率が二対一、まあざつと申しまして二対一であつたのが、最近では逆に自己資本が一他人資本が二だというふうなことになつておる。で、それを改善する必要がないか。そのためには税制以外いろいろな方法があるだろうが、税制も考えられるのではないかからかということ。かつて増資配当免税という制度がありましたが、これは非常に何といいますか、法人でも税をかけない、また受け取る個人や法人でも税をかけないというようなおかしな方法であるから、もつとがつかりしました、税体系として穴はない、しかしの負担のかけ方が今申し上げたような意味で自己資本の充実になるようになると、ということを考えるべきじゃないかといふ御議論であります。

その二つの柱が実際上のきつかけとなりまして、企業についての税制全般を考えようというわけで、便宜ワクの内のことのところをごらんいただきて参りますと、1として、「企業に対しては、いかなる角度からどのような租税を課すのが適当か。」いろいろ企業に対する税のかけ方、そのページの下から次にかけて、今かかっているもの、また考えられるもの、いろいろ書いてござりますが、次のページに2として「企業に対する税負担の現状はどうか。」まことに、今後の税負担はいかにあるべきか、「一般に要請される税負担との関連においてどう考えるか。」「企業の資本蓄積、企業意欲等に及ぼす影響についてどう考えるか。」この辺にこの企業の税負担で、これはまあ今申し上げましたように、七、八割には及ぶを含めて企業に対する税負担のあり方についてどう考えるか。」この辺にこの企業の税負担で、これはまあ今申し上げましたように、七、八割には及ぶわけでありますから、全般的の税負担とのバランスといいますか、公平といふことも考えなければならない。同時に、その企業の企業意欲といふようなことをともからんで、また別の見方としてはやはり企業相互間のバランスといふこともあります。大企業、中小企業の負担、またそういう面の問題として、一体法人税といいのはなぜ一本の三八%で、まあ一番下の二百万円部分だけが三三%といふ構成になっているのを、それがいいのかどうかといふような問題が、考えてきますと非常にむずかしい問題であり、いろいろなやり方がありますが、そこが考え得るわけになりますが、そり

うような問題も御議論願おうといふ
けであります。
特別措置との関係についての考え方、これについては、まあ従来私どもが、この個々のといいますか、特定の業種業態のための特別措置よりも、やはり全般の税負担を軽減する、また特別措置的なものであっても、全体を通じて特殊な事情のある点を救済するといいますか、に心を配るといった方がよろしいという考え方で私どもは来ておりますけれども、なかなか具体的に御要求のある特別措置というのはかなり角度のついたものである。これらの問題がまた当然出て参ります。

上げました二本目の柱が出て参りました。それを十二ページに統じてお読み願いますと、(3)として、「法人所得に対する課税の考え方には、株式資本の充実を図る見地から、配当に対する税負担の軽減を要望する主張がある反面、内部留保の充実を図るために留保所得に対する負担の軽減を図るべしとする主張がある。他面、法人企業と個人企業との間の税負担のバランスを図る見地から、同族会社の積立金に対する特別課税の制度等がある。これらを総合して、法人企業の留保所得に対する課税についてどう考えるか?」御説明を後にいたしまして、ずっとこの辺の関連するところを見ていただきます。次のページの(3)であります。「(3)配当に対する二重課税の調整方法として現行制度は、配当控除及び法人間配当の益金不算入の制度をとっているが、二重課税の調整に対する考え方、及び特に(2)に述べた問題との関連においてその具体的方法についてどう考えるか?」それから次のページに注で、固定資産の耐用年数の改訂の問題がありますが、これは読むのを省略いたします。この最後の数ページのところにただいま申しました二つの柱の一つが出ております。

ります。よって、自己資本充実のためには、この配当を利子並みにして、損金にしてほしいという要望が前からあるわけです。ところが、裏返していきますと、配当を損金にしてしまいますと、結局、法人税がかかる所得といふのは配当を払った残りの分だ。というのは、社内留保される部分だといふことになるわけですね。そうすると、社内留保は大いに充実せらるといふ声がまた別にあるわけです。全然相反するような要望がある。これをここには並べてあるわけです。この企業課税部会においても、この両者を戦わせて、どつちが先だといふ議論がいづれ要ると思うのですけれども、しかし、まだそこまで委員さん方も、何といいますか、いろいろな各論から立ち返つての際でないとなかなか出ないというのを、今までのところでは、一応この君子と配当との関係を何らか調整をはかるという角度で、突っ込んで勉強していただきたいらどろかといふことで、ずっとと来ております。で、これをお二、三回いたしまして、そうしてこの配当を全部なり一定額なり損金に見るとか、あるいは配当部分を安い税率にするとかいうような形についての御審議をある程度やつていただいたので、相当程度やつていただいて、その上でまた振り返つてみると、それは留保重課だという声が出てくるかもしらぬ。その角度からどうなんだと、いうような議論は、またその次にやる。その際には、今度はこの法人所得全般について、どういう累進課税がいいか、あるいは今のような比例税率を原則のあるいいかと、いろいろな問題も出て参るだろう。さらに、先ほど申しした家族給

寺の問題を含めて、法人、個人のいわば同族的なところでの課税のバランスの問題というようなのがその次に予定されているというような状況でござい

つの鍋に入れて、それを国と都道府県、市町村に分ける。もう白紙に戻すつもりで分けるといふならばどうかといふような角度での検討があるべきではないかということで、始めたわけであります。

ろの基準があると思うのであります。それらの基準をいろいろ考へて、その基準から各税の性格を見していくといふこと。またさらに、その底に、地方団体はあるべく財源を豊富にしてほしいという声があり、その豊富な財源をな

「一時所得譲渡所得、山林所得、変動所得、臨時所得等同時に発生する所得に対する累進税率適用の緩和の方法が複雑多岐に分かれているが、その整備についてどう考えるか。」五分五乗方式をやってみましたが、あるいは十五万円引いて半分に課税するというやり方をやってみましたが、変動所得というようなやり方があつたり、いろいろあ

の私どもとしてどうしても手をつけてやらなければならぬと思つております事項を取り上げてある。この辺のこところはその他でありますから、調査会でも、先ほど来申しました企業課税の配当、それから家族継承などいろいろな問題、それから国と地方の配分問題といふだけではなくて、税制全般にまだいろいろな問題がころがつておるのにやない

次に、「国、都道府県及び市町村間の税源配分の問題」十五ページ以下に出でておりますが、「1、国、都道府県及び市町村の財政需要の見地から税源の配分はいかにあるべきか」、十七ページに「2、国、都道府県及び市町村の間において、税種の性格からみて税源の配分はいかにあるべきか。また、同一の税源を分ち合ふ場合には、その配分はいかにあるべきか。」として、ワクで囲んだところは、非常に簡単でござりますが、この問題は御案内の通り、シャウプ勧告で国の税制も非常に大きく変わりましたが、地方税制はもう何といいまして、今の国よりは地方政府が苦しい、苦あります。

これも一つの部会を設けてやつておりますが、この関係での審議は、その前提出に國と地方の事務の配分、國と地方の財政需要のバランスというような問題がからむということと、実はまだ、ただいままでのところ、その段階の議論をいろいろいたしております。ところが、この段階の議論というのは、非常にかつきりすることがむずかしいものでありますから、議論があまりまだコンクリートな形になつてきて、いな、い、おそらくある段階で、それらについて、今の国よりは地方政府が苦しい、苦

が非常に多くなっております。財源問題の問題といいますか、貧富の団体の差がひどくなりますので、その調整がより急角度に行なわれねばならないといふような問題とかみ合わして議論が進むということでござりますが、ただいまの段階では、今申しましたように、各税の性格を見てその配分を考えると、前段階での財政額の問題、その配分の問題まで入り込んでしまいますと大へんだという声もありますが、その辺のことろが議論の対象になつておられる方々に、まず第一に「住民税の課税の方式」として「市町村の直接税体制」、「(一)、今後の税制のあり方として國税及び地方税を通じ、間接税にどの程度の税収を期待すべきか。また、間接税体系のあり方についてどう考えるか。」、「(二)、現行簡便税体系における課税対象及び個々の課税物品間の税負担のバランスについて改善を要する点はないか。」、それから地方税につきましても、

方がされております。そういうものとして、冒頭に申しました負担論、負担がどうか、その負担をどう配分していくかというような問題と合わせて、いろいろな取り上げるべき大きな問題点といふものを今当たつておられるという段階であります。当然、先ほど申しました負担論の中での直接税、間接税の問題、あるいは所得税でも、こういう各種の控除とか臨時所得の課税方式だけではなくて、税の控除と税率とをど

中心にしておけり、同様の方法で現在の税を一つにまとめておりますが、地方税の方はそう大きな変わりがないが毎年その中でいろいろな議論がありまして、この中央、地方側とて、例の法人事業税の問題あたりが一つの焦点になつております。そこで申しますのは、現在の税を一つにまとめておりますが、その際、どう申しましたような現在の税を一つの鍋に入れて、それを盛り分ける作業の仕組みに入つて、いくのでは、どうよろんなことに入つて、いくのでは、いかと思つておりますが、その際、言われますことは、國は國といふ一つ

次の第四の「税制の整備」であります
が、その上に「所得税の整備」とあります
して、「所得税については、その税負
担の問題として諸控除乃至累進税率の
あり方についてはなお検討を要するこ

と勿論であるが、所得稅制として特に各種控除制度、所得分類及び各所得種類ごとの所得計算と課稅方式等について各種の問題がある。この点に関し、たとえば次のような問題についてどう考へるか。」その(二)現行の諸控除制度の外に、寄附金控除、勤労事業控除等の要望がある反面、現行諸控除の内容の再検討、その統合等の問題があるが、これらについてどう考へるか。」そしていろいろの控除のこととが書いてあります。それから(三)として

て、固定資産税の課税の適正化と相まって、固定資産税の負担を適正にするため、固定資産税の課税はいかにあるべきか。」(注)にありますように、「固定資産の評価については、別途固定資産評価制度調査会を設けて、二年間の予定で検討することとなつてある。」三十四年度と三十五年度と二年にまたがつて検討することになつて、現に審議が続いております。

最後に、第五の「税法の簡素合理化」と平明化」ということで、「(1)、租税に関する通則規定の整備」、「(2)、国税全體に通する総則的な規定を整備統合し、国税通則法をどのように制定すべきか」というのがござります。それから二十六ページで地方税にもその問題がある。「税法の簡素化と平明化」「国税及び地方税を通じて、税法を簡素平明なものとするため、税制の簡素化を図り、税法を平明な文章で書き改めます。

た、その表現形式を改善するために、
どのような点に配慮すべきか。」といふ
ような問題。

この第一の通則規定の整備といいますのは、各国でも所得税法、法人税法、あるいは酒税法というような各税に共通な事項、再調査、審査でありますとか、利子税その他の附帯税、あるいは罰則その他共通な事項が、ここにいろいろ書いてあります。が、いろいろございますが、それらは日本では各税法に、各個別税法に一々書いてあります。まあ、大体統一とれているはずですが、それどころやはりそのときそのときの特殊な事情が響いてふぞろいだといふような場合がある。ふぞろいでいい場合もないとは言えませんけれども、大体こういうものはそろつた方がいい。ほかの税負担者にもわかりやすいというので、これを作らじやないかということで、今作業を始めております。す。これは先般の、昨年御議定願いました国税徴収法、あの審議の際も、徴収法は結局徴収面だけ書くしかできませんでした。しかし、徴収面以外で通則的なものがある。それをやはり統一しないために、委員会でも昨年お尋ねがあり、やりたかった。しかし、徴収面以外で通則的なものがある。それをやはり統一しないために、この一般部会にさらに小委員会といふものを設けまして、委員さんが五名でありますましたか、そのほかにかなり法律的な関係等がありますので、若干そういう向きのエキスパートを追加して、これは隔週集まって各項目にわたって議論しておるという段階でございま

す。議論の項目はここにいろいろありますので、省略いたします。

の経済規模でありますと非常に大きくなると思ひますが、そういう減税々々でやつてきたと。その間は、もう方向は確かなんだから、とにかくこれをやろうという式でやつてきたので、最近においては、よりきめのこまかい読みをすべき事項が幾つかあるといふうのを取り上げてやる。そういう取り上げ方をしますために、なるべく全般について、そういうきめのこまかい角度であつても、つまり相当日数を要しても考えなければならぬという点は考え方よいう角度でかまえて進めておるという状況であります。また、足らなかつたりいたしましたら、後ほど補足いたします。

でやつてきたと。その間は、もう方向は確かなんだから、とにかくこれをやろうという式でやつてきたので、最近においては、よりきめのこまかい読みをすべき事項が幾つかあるといふようなのを取り上げてやる。そういう取り上げ方をしますために、なるべく全般について、そういうきめのこまかい角度であっても、つまり相当日数を要しても考えなければならぬという点は考え方よいう角度でかまえて進めておるという状況であります。また、足らなかつたりいたしましたら、後ほど補足いたします。

の問題がばんと出てきて、これは非常に広範なものですから、やはり絶えずわれわれは、税制調査会の審議と並行するような形で、われわれもやはり関心を持ち、勉強しておかなければいけませんし、われわれはわれわれの立場として、たとえば企業課税の問題についても、資本収益と課税の問題につきまして、それから租税特別措置——措置法だけではなくて、措置全体についても、これもいろいろ考え方があるわけです。ところが、その方向がどんどんある方向にあまり傾斜してしまいますと、どうも困る面があると思います。われわれの意見もそこに反映するよう、こういうところで報告をしていただきいて、また意見を述べたら、大蔵省の方にも反映する。いろいろ代表の人も網羅されておりますから、そちら一方に傾斜しないといきますけれども、そういう点で、今後もできる限り、税制調査会に出される資料は、こちらの方にも出していただきたい。それから、経過もなるべく報告していただきたい。

関心を持ち、勉強しておかなければいけませんし、われわれはわれわれの立場として、たとえば企業課税の問題についても、資本蓄積と課税の問題につきまして、それから租税特別措置——措置法だけではなくて、措置全体についても、これいろいろ考え方があるわけです。ところが、その方向がどんどんある方向にあまり傾斜してしまいますと、どうも困る面があると思います。われわれの意見もそこに反映するように、こういうところで報告していただきて、また意見を述べたら、大蔵省の方にも反映する。いろいろ代表の人も網羅されておりますから、そう一方に傾斜しないと思いますけれども、そういう点で、今後もできること、税制調査会に出される資料は、こちらの方にも出していただきたい。それから、経過もなるべく報告していただきたい。

この間の東洋経済でしたか、日本経済新聞でしたか、ちょっと予想外に大きいですね。これは下期がどうなるか問題でありますけれども、これは感じとしてどうでしょうね、どうも見積もり過小ではないかというような気がしておるのでですが、これはまた大臣等にも伺いますが、事務当局としてどうですか。どうも情勢が刻々と変わるので、非常に困難でありますしょうが、とにかく最近では過小見積もりのよくな気がしているのですが、どうなんございまますか。

○政府委員(原純夫君) 見積もりは、先ほど申しましてように、特に法人税の見積もりあたりが中心であります。そこが一番むずかしいわけであります。各経済雑誌、あるいは新聞、証券会社等の調べがばつばつ出てきておりますが、あればたしか一五、六%から二〇%くらいの伸びを言っておりまします。私どもいろいろと三月、四月どうなるということは見積もつておりますが、その見積もりに比べてまあ若干多目だということは言えますが、そちら二〇%くらいの伸びを言っておりまます。私どもいろいろと三月、四月ども言つておりますが、三割であります。ひどく多目だとも言えないのであります。

といふのは、ああいう調べは、いずれも金融機関を除外しております。金融機関の三月、四月期の申告所得において占めるウエートは、三月期が大分であります。金融機関の分は、とてもああいう伸び示さない状況にあります。一〇〇を割る一〇七、八くらいかといふよくなっていますと、あれが下がつて参りまして、一〇〇幾つになりますか、低い方をもとにすれば一五を割つて一二三、

別して考える必要があるのじゃないですか。その二つの点だけお伺いいたします。

○政府委員(原純夫君) ただいま、一つには、今の伸び率というようなもの

を立ててみてどうかというお話をと
れからもう一つ、第二段として、上下
を分けて見る必要があるというお話をと
ございますが、前段の、先ほども申し
上げたような、伸び率を当ててみてと

何でこんないたぐりといふことでなが
らうかといふふうに思ひます。
それから、第二段の、上期下期とい
いますか、そういうふうに分けて見る
んですが、三十五年度の状況がどう
なつて、いかがどんづことは、あくまで
の指數を年度平均でこうだといふう
にはなかなかいきかねるので、それは
どういづ推移をたどるかということを
想定して考へるというのが当然必要で
あります。それで、生産物価の伸びに
いたしましても、毎月々々の生産に当
てるといふのは大へんですが、趨勢的
にはどうなるといふようなことをいろ
いろ現在やつておりますのですが、そ
れをはつきり上期下期に区別して、と
いうよりも、今申したよくな、年度の
うちどういう経済の動きに大体なつて
いくかといふことを現在やつております。
それがつまり、木村委員のおつ
しやる年度の中での時期的な関係を見
るというのもかなつていくのではないか
からうかといふふうに思ひます。もち
ろん、大体私どもの見ておりますの
は、伸びを例の各指數のポイントで、
同じポイントづつ上がっていくといふ
ような見方をしております。物価があ
りですと、最近現在で、計画時現在で
横ばいといふようなやり方をしており
ますが、生産はそういうふうなやり方
をしておる。何ポイントといふボイン
トを同じにおいていきますと、毎月同
じボイントだけ上がるけれども、伸び
率としては若干つつ下がつていくこと
になります。年度の末にかけて、企画
部中心でやりました見通しもそういう
ような傾向を申しておりますし、大体

そういうようなものに合つてやつておる。その際、生産物価だけではなくて、問題のあるのは所得率なんですね。

率直に申しますと、私どもは、下期に入つて所得率は、今までのいい所得率が下がつてくるだろうと思っております。若干下がつてくるというふうに見ております。ですから、お話をような点はそういうような形で織り込んであるというふうに思いますが、もちろん、こういうものはだんだん私がきをかけていくべきもので、今後なお努力をして、いい方法がありますればまた使っていきたいと思いますが、現在では私どもできます限りそらやつております。

なお、先ほど申し上げました数字がちょっと、雑誌等での調べが、金融機関を調整すると一・一三と言いましたが、今メモを見ますと、一一〇ちょっとと、高い方が一・一五、六、私どもの見込みが一・一二、三というところでありますので、そろ大きな違いはないといふように改めさせていただきたいと思ひます。

○木村福八郎君 大体今まで、減税のできなかつた政府側の理由とか、それから税の見積もり、税制調査会等について何つたんですが、減税のできない政府の方の側の理由としては、いろいろ述べられましたが、これについてはわかれわれも意見があるのですが、それは議論にわたりますから、これは大臣にも来ていただきましてやることにして、ほかの方も御質問あるでしようから、私の質問はこれで終わります。

○平林剛君 今お話があつた、なぜ減税ができないかということについて、主税局長は、平たくいえば一般的の経済

情勢　具体的にいえば伊勢湾台風の戻りが予定以上であった。あるいはその他の災害復旧、国土保全などの要求を満たすためにできなくなつた、こういうお話をあつた。これは、じゃあ、逆説的にいつて、伊勢湾台風のよくな災害なれば今年は政府が減税をやつたかということになりまして、これは大蔵大臣は、われわれのなぜ減税しないかということに対して、今年は仕方ないけれども、来年はります、こうあるところです。これは別にして、あなたを幾ら責めても仕方のないところで、いろいろわれわれとしては議論のあるところです。明年度は減税をいたしますと、減税にもいろいろありますからね、一体減税の規模であるとか、その中身はどんなものであるかと言つているんですね。明年度は減税をいたしますと、われわれはこれから大臣からもお話を聞くことと思います。しかし、本会議やその他の委員会で、大蔵大臣が、来年度は減税をします、こう言つた裏には、ある程度の裏づけがなしたこと、わかれはこれから大臣にお尋ねしますけれども、事務当局として、大臣が言われた具体的なことについてあなたの方御相談を受けているかどうか、そうしてどういうような構想が現在事務当局の中で練られているかということを、一つこの機会に聞かしていただきたい。

進むにつれて、だんだんできてくれるといふことがあります。ただ、減税をやりたいということについては、大へん事務当局としては差し出がましいかもしませんが、それについては私は大臣に強く進言いたしました。ということは、来年度、御案内の通り、かなり治山治水その他の経費がかさむということも承知いたしております。しかしながら、この三十五年度は歳出増の要求がきわめて特殊な形で現われ、しかも、経過的にかなり特殊な経過をとりましたために、減税はできなかつたけれども、やはり長い財政の歴史において、減税の要求ということは、他のものもろもろの歳出増加の要求と並んで、自己を主張してよろしいというふうに私は思いましたので、大臣に進言して、大臣も、大臣はもう前から、御就任当時以来、減税はできるだけやりたいという気持でおられますから、それを態度として、腰がまえとしてお取り入れになつたというふうに私は考えております。従いまして、今後三十六年度の税その他の歳入がどうなるか、また歳出面での当然増あるいは生産増の伸びがどうなるかということと見合つて、減税というものは一つの要求として考えて処理をするということであらうと思います。まあそり言い切つてしまふと、いわば競争しながら、結論にたまらせんけれども、やはりその中で減税というものが現実に、各般の歳出需要と、いわば競争しながら、結論にたまらせんけれども、やはりその中で減税といふことであつて、やはりつくるということであつて、やはり今まで尋ねの点は、今後この年末までか

○平林剛君　主税局長、なかなか正直でいいです。その通りなんですね。私は、だから、これからその点は大蔵大臣に、実際に中身がないのにあいいうことを答弁して、気持があつたって実際できるかどうかという点を追及したいと思っておるのです。ことしのようないときには、自然増収が二千億もえたようなときにはできなかつたら、本年一体できるのかと、こういうことを言いたいのですよ。これは来年だつて、別に期待しているわけじゃないけれども、災害が全くないとは言えませんしね。おまけにロッキーードのあれですよ。今現在は予算に入つていないやつが来年は入るし、また災害復旧だって、国土保全だつて、ことしだけで終わるわけじゃない。ガリオア、イロアの問題だつて、ことしは表面に出でこないけれども、アメリカとの話し合いの工合によつては表に出てくるかもしれない。それから国債の償還だつて、来年度になれば、三十六年度はビーグルですよ。ことしみたいな国債の償還といふわけにいかぬ。来年に集中していわわけでしよう。これも歳出増と。いろいろな面でやりくりが苦しいことになるのは目に見えているのですよ。東南アジア開発機構だつて、ことしはたかだか五十億だけれども、来年度はふやすなんて、こう言つている。そういうふうに御承知願いたいと思います。

約束通りやつてもらいたいという気持なんです。今、調査会で目下検討中だといふけれども、今報告を聞いたら、これは制度全般、税制としての根本的な問題をやつしているのであって、私は、この中からなかなか来年度の減税というようならぬことがすぐり生まれてくるというふうに、今お聞きしなかつたわけですよ。そこで、これはここで言っても仕方がありますんけれども、あなたの方としては、税制調査会に今後新しい諮問をしなければならぬと思うのだね。大臣がああ言つた以上は、当然来年減税するにあたつてどういらところの財源措置で、どういう規模で、この根本的なことをやつている中で緊急やらなければいけないかぬものは何かといふような点で、お尋ねにならなきやならないんじやないか。そういうことをやるのであるが、それとも、今のところ独自で大臣は考えられておるのか、そういう点を一つ明らかにしていただきたい。

○政府委員(原純夫君) それはいたしますが、何といいますか、あらためまして文書を発してといふことでなくて、審議の経過で、三十六年度にぜひやりたい、それについてはどういふことを申し上げることになると思いまするし、また先ほどの説明を補足いたしますが、今の調査会の審議でも、三年間は三十六年度にはある程度中間的な御答申をいただいて、最後にできました、さあやれという形でいくかどうかが、ということになりますと、私ども、やります財源との関係でいいましても、

三年先の三十七年度にちょうどまとまつた減税財源が利用できるといふものでもないわけです。毎年々々、機会があれば減税はしていきたい。また、調査会は減税という一方的な角度ではありませんが、やはり税制改正をやるには多かれ少なかれ財源が必要になりますので、そういう意味で初めからややはり一部は三十六年度にやりたいという気持は持っておりました。調査会もそのつもりでやっておられますから、もうおっしゃるようななまえになっておる。それが三十六年度にはぜひ減税をやりたいという大蔵大臣の言葉によつて、よりブッシュされるとことになるのだろうと思います。

も、出されるのですか。私がこの間文しておいたのは、これだけでなくて、民間に入ってくる株式とか、借りて、あるいは借入資金とか、いろいろございましたが、出されるのですか。——それじゃ、それが、出されないわけはないですが、それで終りだということだと、ちょっと疑問があるので……。

○木村裕八郎君 財源問題として公債発行問題の問題なんかは、この中で、やりとりどこかでやるのですか。財源問題について、税ばかりじゃなく、公債の問題も議論してはどうかという意見の委員さんもあります。ただ、全面的に議論をするかどうかということは、まだまとめておりません。少なくとも中央の方の配分の際には、中央は一般会計は公債なしでやっておりますが、これは御案内の通り一般債があります。この一般債は、もうある程度は一時的な需要をさかならぬために当然だといふ議論はありますけれども、どの辺が当たるかというような議論は、たとえば中央、地方の配分の前提となる財ワクといいますか、税源ワクといふのを考える場合に出来ますので、それ議論になると思います。ただ、國の般会計で公債を発行してなにしたらうだといふ議論までいきますかどうかは、まだあまりそこまで進んでおりません。

○河野謹三君 今国会に農林省が農法人法を提出するとすでに声明していますが、これは今農林省の手元にあります、政府原案を作るまでに、大蔵省と当合議されたと思うのですが、政府が

用意している農業法人法、これに伴う農地法の一部改正ですね、これと税収との関係についてはどういうことになりますか。

○政府委員(原純夫君) 農林省の方の御案といふものも、これでと、いう正式の何はまだいただいておりません。いろいろの部内で案があると新聞あたりで承知し、また部内案程度のものを隨時お互いに話しておられますか、若干の連絡をとるという程度はしておりますが、私がそういう意味でさつと承知している農業法人に関する立法の関係と税の方との関係について考えていところを申し上げますれば、一つには、この法人化するといふことが、主管省である農林省でおやりになるということならば、それはそれで一つの政策であろう。ただ、税の方として、少しお聞き過ぎになるかもしれません、あの動きが、もう八、九割税を根幹といいますか、税を主軸として動いた。調査会で、企業課税の一環として、法人、個人の税負担のバランスというものを考えて、あとうべくんば、いい理想的な税制としては、法人になつたら税が大きく変わる、個人なら重いんだというような、また逆なことがあってもおかしいわけですが、そういうことのないようなら工夫ができるならば、みたいといふことで、一そら努力しなければならない。まあそれを努力いたしますれば、もし農業法人がそういうことを大きな原因としてできているとすると、むしろ全体として、よ

り健康な制度になつていいとはせぬかと、いうことを一つ考えます。それからもう一つは、今お話しの税は、もう十六、七億、二十億に足らぬような状況でありますので、大きな何はないと思います。また、法人化といいましても、今のような事情でありますか、なるとも思ひませんし、そう大した影響はない。しかし、地方税における住民税の影響は、そういうことがやもすると地域的に相当集中的に行なわれやすいといふようなことがありますので、その方面への影響は相当あるんじゃないかなというふうに思います。そういう角度で、先ほど御説明しました中にも、調査会で地方の住民税の課税方式といふような検討は、これは昨年以來やつておりますので、これをまあ急がんならぬ。しかし、急いで、残念ながらこの国会に御提案申すことはできない。追づかけて提案する。住民税の課税方式は、この問題だけを契機としてやるのをございませんけれども、その方の審議が特に急がれてくるというようなことになるのではないかと思います。

もう一つ、まあ新聞あたりで見ますと、農業協同組合に經營をやだらす農業法人といふものを考え方でおられるようですが、そのようなものなんですね、今政府が考えているのは非常におかしな点があるので、これは私は承知しておった。ところが、今伺つてみると、そこまで大蔵省との連絡もまだついていない。特に今私たちの舞間に思つておるのは、農業協同組合の問題です。この性格からいきましておがしな点があるので、これは私は、むしろ今主税局長の言つたような意見を私もとるものなんですが、そういうおがしな点があるので、これは私は、むしろ今主税局長の言つたような意見を私もとるものなんですが、そういう御意見を今ここで伺つて、一方、農林省の案は、ある程度具体化しているところには非常におかしいと思ふんであります。もちろん、御説のように、今度の農業法人法は、課税の减免を目的とした法人法ではなくて、近代化、農業企画のためなどしてもやらなければならぬといふことなんで、それが税に及ぼす影響といふものは、そう大したことないと思いますが、私は、ひがみかもしけれども、今度農林省が持つてゐる一応の案は、農業法人法としているところでは、農業協同組合が入つておる。で、それはいわゆる共同的な販売、仕入れの今までの協同組合を考え

り健康な制度になつていいとはせぬかと、いうことを一つ考えます。それからもう一つは、今お話しの税は、もう十六、七億、二十億に足らぬような状況でありますので、大きな何はないと思います。また、法人化といいましても、今のような事情でありますか、なるとも思ひませんし、そう大した影響はない。しかし、地方税における住民税の影響は、そういうことがやもすると地域的に相当集中的に行なわれやすいといふようなことがありますので、その方面への影響は相当あるんじゃないかなというふうに思います。そういう角度で、先ほど御説明しました中にも、調査会で地方の住民税の課税方式といふような検討は、これは昨年以来やつておりますので、これをまあ急がんならぬ。しかし、急いで、残念ながらこの国会に御提案申すことはできない。追づかけて提案する。住民税の課税方式は、この問題だけを契機としてやるのをございませんけれども、その方の審議が特に急がれてくるというようなことになるのではないかと思います。

もう一つ、まあ新聞あたりで見ますと、農業協同組合に經營をやだらす農業法人といふものを考え方でおられるようですが、そのようなものなんですが、その方の審議が特に急がれてくるというようなことになるのではないかと思いますが、私は、ひがみかもしけれども、今度農林省が持つてゐる一応の案は、農業法人法としているところでは、農業協同組合が入つておる。で、それはいわゆる共同的な販売、仕入れの今までの協同組合を考えるといふことです。そういう点について

ておつたわけです。ところが、個々の経営がすっぽり入つて農業法人になるというような場合に、事業分量分配金を損金にしてしまいますと、非常におかれませんが、特に気がつきませんが、少しことになりますので、その辺は調整が要るんじやないか。私も精細に見ておりませんが、特に気がつきませんが、少なくとも、もう少し農林省が当た点はその三點でござります。

○河野謙三君 実は、農林省の方では、もうある程度成案を得て、まあ与党の方には説明会といいますか、ある程度相談をかけるといふようなところまでいっているんです。当然農林省は、一番関係の深い大蔵省と数回合議をされて、この段階に来たと私は承知しておつた。ところが、今伺つてみると、そこまで大蔵省との連絡もまだついていない。特に今私たちの舞間に思つておるのは、農業協同組合の問題です。この性格からいきましておがしな点があるので、これは私は、むしろ今主税局長の言つたような意見を私もとるものなんですが、そういう御意見を今ここで伺つて、一方、農林省の案は、ある程度具体化しているところには非常におかしいと思ふんであります。もちろん、御説のように、今度の農業法人法は、課税の减免を目的とした法人法ではなくて、近代化、農業企画のためなどしてもやらなければならぬといふことなんで、それが税に及ぼす影響といふものは、そう大したことないと思いますが、私は、ひがみかもしけれども、今度農林省が持つてゐる一応の案は、農業法人法としているところでは、農業協同組合が入つておる。で、それはいわゆる共同的な販売、仕入れの今までの協同組合を考えるといふことです。そういう点について

です。だから、代表的な土地、高い方ですがね、いろいろところの評価額調べがありましては、それを一つ資料として出してもらいたい。この三つをお願いをいたしたい。

○委員長(加藤正入君) ほかに御発言がなければ、これをもって散会いたします。

午後零時十二分散会

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計
計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計

計法の一部を改正する法律案

交付金に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものが、あるときは、これを加算し、当該年度以前の年度において当該臨時地方特別交付金に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れたものがあるときは、これを控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

一月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願(第一一五七号)

一、農民課税に関する請願(第一六七号)

第一一五七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、九州・四国地方開発公庫設置に関する請願(第二二六号)

第一一五七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願(第一一五七号)

一、農民課税に関する請願(第一六七号)

第一一五七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、九州・四国地方開発公庫設置に関する請願(第二二六号)

第一一五七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、各種学校を設置する公益法人に対する贈与税等を非課税とするの請願(第一一五七号)

一、農民課税に関する請願(第一六七号)

第一一五七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、九州・四国地方開発公庫設置に関する請願(第二二六号)

一、農民課税に関する請願(第一六七号)

さかのぼつて課税しようとしているが、いずれの課税も法律に根柢がないが、あるいは法律の趣旨に明らかに違反しているものである。この課税措置によつて、全国八千余校に及ぶ各種学校は、当然の結果として公共性を奪われることになるから、これらの誤った課税措置がすみやかに撤回されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一一六七号 昭和三十五年一月三十日受理

一、九州・四国地方開発公庫設置に関する請願

一、農民課税に関する請願

九州・四国地方開発公庫設置に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 近藤 広仲

紹介議員 堀本 宜実君

わが国経済の地域的格差を除去し、これが均整ある安定的発展を図ること

は、政府のさきに策定した長期経済計画の最も重要な項目であり、当面するためには、経済基盤の培養強化とあわせて、産業資金の確保が先決問題であるから、九州・四国地方の特性

閑税定率法の一部を改正する法律案

閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいう。

閑税定率法の一部を改正する法律案

閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいう。

閑税定率法の一部を改正する法律案

閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいう。

閑税定率法の一部を改正する法律案

閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいう。

閑税定率法の一部を改正する法律案

閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

にかんがみ、すみやかに九州、四国地方を地域対象とする特別の政府金融機関として「九州・四国地方開発公庫」を設置し、出資並びに長期低利資金の融通につき特段の措置を講ぜられたいとの請願。

二月十五日予備審査のため、大蔵委員会に左の案件を付託された。

一、閑税定率法の一部を改正する法律案

一、閑税暫定措置法案

二月十五日予備審査のため、大蔵委員会に左の案件を付託された。

一、閑税定率法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、特定の物品について関税を軽減し、又は免除するため関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(重要機械類の免税)

第二条 国民経済の健全な発展に資するため設備の緊急な近代化を必要とする事業又は特に育成を必要とする事業で政令で定めるものに用に供される機械類のうち、次に掲げる要件を備えるもので政令で定めるものについては、昭和三十一年三月三十日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免

(農林漁業用重油の免税)

第六条 関税定率法別表第五百十九号に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二五度における比重が〇・八八九二五をこえないもの(温度十五度における比重が〇・八九二五をこえないもの)をこえ、〇・八九をこえないもの(温度十五度における比重が〇・八九二五をこえ、〇・九一五をこえないもの)を除く。

二 事業の主要な作業工程において欠くことができないものである。

(給食用乾燥脱脂ミルクの免税)

第三条 小学校、中学校、夜間ににおいて授業を行なう課程を置く高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の児童、生徒若しくは幼児又は保育所の児童の給食の用に供される乾燥脱脂ミルクについては、昭和三十六年三月三十日までに輸入されたものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(原子力研究用物品等の免税)

第四条 政令で定める原子力の研究

の用に供される物品及び原子力発電設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免

するため設備の緊急な近代化を必要とする事業又は特に育成を必要とする事業で政令で定めるものに用に供される機械類のうち、次に掲げる要件を備えるもので政令で定めるものについては、昭和三十一年三月三十日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免

む。当該製造を終えず、又は品については、政令で定めるとともにより税關長が承認する用途を含む)以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、こ

のとき、当該製造に供した原油の原料として使用され、かつ、当該肥料の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免

する。号に掲げる原油で、昭和三十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税關長の指定する期間内に税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項に規定する製造を行なつて、又は前項において準用する

関税定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した原油

(その他の物品の免税及び減税)

第八条 別表第一に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものについては、その関税を免除する。

二 別表第一に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものについては、その関税を免除する。

三 前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項又は軽減を受けた関税を、当該

項若しくは第二条の規定により免除又被る減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

四 第二項に規定する物品のうち特定の用途に供するものであることを要件としているもので政令で定めるものについて、これらの規定により関税の免除又は軽減を受けた関税を、当該

の用に供するものであることとを要件としているもので政令で定めるものについて、これらの規定により関税の免除又は軽減を受けた関税を、当該

規定期により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるとともにより税關長が承認する用途を含む)以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で同項に規定する製造を行なつて、又は前項において準用する

関税定率法第十三条第五項の規定により、その関税を免除する。

二 第一項に規定する期間内に同一項目に規定する製造を終えなかつたとき(第十条第一項又は第十二条第二項の規定により関税を徴収するときを除くものとし、前項において準用する関税定

率法第十三条规定により関税の免除又は軽減を受けた同条第三項に規定する物品は、その輸入の許可の日から二年以内(第十七条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた場合に限らず)に、その免除又は軽減を受ける場合に、当該物品の課税価格が明らかでないときは、その徵

收する関税の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 第六条の規定により関税の免除を受けた用油(肥料製造用原油の免

けた時において当該重油の輸入

国税徴収の例による。

関職員の検査を拒み、妨げ、又は

2 関税定率法の一部を改正する法

があつたものとみなして関税定

率法別表(製油原料の用に供す

(税關職員の権限)

3 前項の場合においては、その違

反に係る物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八

律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

率法別表(製油原料の用に供す

(税關職員の権限)

3 第十二条第二項及び第三項の規定

第十四条 法人の代表者又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他

ることにより徴収するときは、

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

第十五条 関税法第十一章(犯則事

別表第二)の税率により計算し

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

た額

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

二 第八条第二項の規定により関

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

税の軽減を受けた原油、重油又

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

は粗油 当該承認を受けた時に

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

おいてこれらの輸入があつたも

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

のとみなして関税定率法別表の

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

税率により計算した額と別表第

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

二の税率により計算した額との

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

差額に相当する額

(税關職員の権限)

3 第二条から第六条まで又は第七条

第一項の規定による関税の徴収については、関税法第十条(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定の適用がある場合を除き、

第一項の規定により同条第三項に規定する物品について関税を免除し、又は軽減した場合について準用する。

(罰則)

第十二条 第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第十一条において準用する関税法第百五条第一項第五号(税關職員の権限)の規定による罰則

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にして同一の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にして同一の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

開税定率法
別表の番号

品

名

別表第一 開税定率法 別表の番号	品	名
一一一	動物(別号に掲げるものを除く。)のうちさる(急性灰白腫炎ワクチンの製造又は検定をする際に使用するものに限る。)	
一二〇	小麦	
一二一	ユールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうちジイソプロピル・ベンゼン・ハイドロペーオキシド(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)	
一二二	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)	
一二三	二 その他のうち次に掲げるもの	
一二四	四エチル鉛	
一二五	放射性元素及びその化合物	
一二六	(1) モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリレンを製造するため、これらに混じて不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)	
一二七	(2) 銀触媒(エチレンを酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。)	
一二八	(3) モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシリレンを製造するため、これらに混じて不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)	
一二九	四エチル鉛	
一四〇	一 鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)	
一四一	五 板のうち厚さが〇・六ミリメートル以下でめつきしてないもの(長さが一・八メートル以下で幅が〇・九五メートル以下のもの又は面積が一・五平方メートル以下のものに限る。)	
一四二	六 金錢登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品	
一四三	二 その他のうち次に掲げるもの	
一四四	(1) 計数式電子計算機(カード式又は磁気テープ式の入力機又は出入力機を使用することができるもののうち、記憶容量が一万八千字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれに附属する制御機	

(2) カード式入力機、出力機、カード式入出力機、記憶機及びこれらに附屬する制御機 (1)に掲げる電子計算機又はカード式の入力機若しくは入出力機を使用することができる計数式電子計算機と一組を構成するもので、これらの計算機とともに輸入するものに限る。)並びに磁気テープ式入出力機 (1)に掲げる電子計算機と一緒に構成するもので、

一六八六 機械(別号に掲げるものを除く。)のうち穿孔カード式統計会計機械(穿孔機、自動検孔機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る。)
一七・九 大才

一 単に切り、ひき、又は割つたもの

口 その他

メートルをこえないものに限る。)

第二

別表定率法の番号	品名	税率
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	
一	原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの	
二	その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたも	
	六分	

一 化水素油(別号に掲げるものを除く。)
二 原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの
二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたもの
のを含む。)
乙 その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六二を
こえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、
一般に燃料として使用するもの

卷之三

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一二条第二項中「漁船保險法（昭

六九五	六七一	(2) カード式入力機、出力機、カード式入出力機、記憶機及びこれらに附属する制御機(1)に掲げる電子計算機又はカード式の入力機若しくは入出力機を使用することができる計算式電子計算機と一組を構成するもので、これらの計算機とともに輸入するものに限る。並びに磁気テープ式入出力機(1)に掲げる電子計算機と一組を構成するもので、これとともに輸入するものに限る。
六〇五	六一〇	(1) ピグメントレジンカラーユ用のエキスデンダ (2) 合成なめし剤(芳香族スルファン酸又はその塩類の結合物を主成分とするものに限る。)
五分	一割	合成染料
七〇五	七三三	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く)のうちピグメントレジンカラーベース
一割五分	一割	印刷用紙
七一五	七四四	二、その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)
一割五分	一割	甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので、巻取りのものに限る。)
七二五	七五五	一、前項に規定する費用及び責任
一割五分	一割	二、その他の「船主等」という者が負担する。以下「船主等」といふ。
七三五	七六五	三、前項に規定する費用及び責任
五分	一割	一、前項に規定する費用及び責任
七四五	七七五	二、次に掲げるものとする。
五分	一割	三、検査法(昭和二十六年法律第二百一号)第十四条第一項、第二十二条第三項又は第二十三条
七五五	七八五	四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
七六五	七九五	五、同条第三項中「その所有又は賃借する木船」に、「船舶所有者(船舶賃借人を含む。以下「船主」といふ。)」を「自口」に改め、同項第二号中「船主が負担」を
七七五	八〇五	六、同条第六項において準用する場合を含む。(汚染等をした船舶等についての措置)の措置がとられた船舶について、
七八五	八一五	七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
七九五	八二五	八、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改める。
八〇五	八三五	九、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八一五	八四五	十、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八二五	八五五	十一、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八三五	八六五	十二、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八四五	八七五	十三、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八五五	八八五	十四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八六五	八九五	十五、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八七五	九〇五	十六、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八八五	九一五	十七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
八九五	九二五	十八、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九〇五	九三五	十九、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九一五	九四五	二十、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九二五	九五五	二十一、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九三五	九六五	二十二、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九四五	九七五	二十三、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九五五	九八五	二十四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九六五	九九五	二十五、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九七五	一〇〇五	二十六、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九八五	一〇一五	二十七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
九九五	一〇二五	二十八、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇〇五	一〇三五	二十九、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇一五	一〇四五	三十、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇二五	一〇五五	三十一、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇三五	一〇六五	三十二、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇四五	一〇七五	三十三、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇五五	一〇八五	三十四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇六五	一〇九五	三十五、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇七五	一一〇五	三十六、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇八五	一一一五	三十七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一〇九五	一一二五	三十八、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一〇五	一一三五	三十九、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一一五	一一四五	四十、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一二五	一一五五	四十一、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一三五	一一六五	四十二、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一四五	一一七五	四十三、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一五五	一一八五	四十四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一六五	一一九五	四十五、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一七五	一二〇五	四十六、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一八五	一二一五	四十七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一一九五	一二二五	四十八、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二〇五	一二三五	四十九、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二一五	一二四五	五十、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二二五	一二五五	五十一、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二三五	一二六五	五十二、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二四五	一二七五	五十三、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二五五	一二八五	五十四、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二六五	一二九五	五十五、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二七五	一二一〇五	五十六、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を
一二八五	一二二〇五	五十七、該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)に改め、同項第二号中「船主が負担」を

事故の発生、「に改め、「譲渡」の下

に「その他の理由」を加える。

第四十五条第一項中「組合員の数

若しくは」の下に「その所有し、若し
くは賃借する」を加える。

附 則

二月十七日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二、道路整備特別会計法の一部を改
正する法律案

三、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

四、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

五、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

六、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

七、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

八、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

九、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十一、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十二、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十三、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十四、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十五、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十六、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十七、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十八、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

十九、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十一、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十二、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十三、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十四、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十五、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十六、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十七、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十八、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

二十九、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十一、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十二、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十三、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十四、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十五、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十六、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十七、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十八、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

三十九、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

第十九条第一項中「借入金の利子」

の下に「第三十七条の二第一項又

は第二項の規定により発行する債券

の利子（その発行につき発行価格差

減額があるときは、当該発行価格差

減額を含む。」を加える。

第二十四条第二項中「借入金の利

子」の下に「第三十七条の二第一項又

は第二項の規定により発行する債

券の利子」を加える。

第三十七条第一項中「又は」の下に

「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、

同条の次に次の三条を加える。

（外貨債券の発行）

第三十七条の二 日本開発銀行は、

第十八条第一項に規定する業務を

行なうため必要な資金の財源に充

て、外国通貨をもつて表示する債

券（以下「外貨債券」という。）を發

行することができる。

前項に定めるもののほか、日本

開発銀行は、外貨債券を失つた者

に対し交付するため必要があると

きは、政令で定めるところによ

り、外貨債券を発行することができる。

日本開発銀行は、大蔵大臣の認

可を受けて、外貨債券の発行、債

還、利子の支払その他の外貨債券

に関する事務の全部又は一部を本

邦又は外国の銀行、信託会社又は

証券業者に委託することができ

要があるときは、一時当該額をこ

えて発行することができる。

第十八条の二第二項中「前項の規
定による借入れ金」を「前項本文の規定
による借入れ及び債券発行」に改め
る。

（政府保証）

第三十七条の三 政府は、法人に対

する政府の財政援助の制限に関する

法律（昭和二十一年法律第二十
四号）第三条の規定にかかるわら

ず、前条第一項の規定により発行

する外貨債券に係る債務につい

て、予算の定めるところにより、

保証契約をすることができる。

前項に定めるもののか、政府

は、前条第二項の規定により発行

する外貨債券に係る債務について

保証契約をすることができる。

（利子等の非課税）

第三十七条の四 第三十七条の二第

一項又は第二項の規定により発行

する外貨債券の利子及びその償還

により受けるべき差益（以下本項

中「利子等」という。）については、

租税その他の公課を課さない。た

だし、所得税法（昭和二十二年法

律第二十七号）第一条第一項に規

定する個人、法人税法（昭和二十
二年法律第二十八号）第一条第一

項第一号に掲げる法人又はこれら

に準するものとして政令で定める

ものが支払を受ける利子等につい

ては、この限りでない。

所得税法第四十一条第二項の規

定は、前項本文に規定する外貨債

券の利子で同項ただし書に規定す

る政令で定めるものが支払を受け

るものについては、適用しない。

第三十八条に次のただし書を加え

る。

ただし、外貨債券に関する事務

の遂行上必要がある場合において

、大蔵大臣の承認を受けたとき

は、この限りでない。

第五十一条第二号中「承認」を「認

可又は承認」に改め、同条第三号中

「意り、又は不実の登記をした」を
「怠つたに改め、同条第五号中「資
金の借入」を「資金の借入れ若しく
は外貨債券の発行」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

（附 則）

二 国庫債務負担行為で翌年度以
後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の

見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる

事業に伴うものについてはその

全体の計画及びその進捗状況等

に関する調査

第八条第二項中「歳入歳出予定計
算書及び繰越明許費要求書並びに」

を「歳入歳出予定計算書等及び」に改
え。

二条に改める。

（道路整備特別会計法（昭和三十三
年法律第三十五号）の一部を次のよ
うに改正する。）

第一条第一項中「以下「法」とい
う。」を削り、「法第一条」を「同法第
二条に改める。

第三条中「及びこれに係る法第四
条の利息、地方公共団体の負担金の

納付の特例に関する法律（昭和二十
八年法律第一百十一号）第一項の規定

により納付された地方債証券で道路

の整備に関する費用に係るもの）の償
還金及び利子」を削り、「第十条第一
項又は第二項」を「第十条第一項」

に、「並びに附属雜収入」を「及び附
屬雜収入」に改める。

第四条中「第十条第一項」を「第十
一条第一項」に改め、「同条第四項に規
定する残余の金額その他」を削る。

第五条第二項中「第十条第一項又
は第二項」を「第十条第一項」に改め
る。

第六条第一項中「及び縫越明許費
要求書」を「縫越明許費要求書及び

め、同条第二項各号を次のように改
める。

一 前前年度の事業実績表並びに
前年度及び当該年度の事業計画

表

二 国庫債務負担行為で翌年度以
後にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の

見込み、当該年度以後の支出予

定額並びに数会計年度にわたる

事業に伴うものについてはその

全体の計画及びその進捗状況等

に関する調査

第八条第二項中「歳入歳出予定計
算書及び繰越明許費要求書並びに」

を「歳入歳出予定計算書等及び」に改
え。

二条に改める。

（附 則）

二 改正後の道路整備特別会計法

（以下「新法」という。）の規定は、

昭和三十五年度の予算から適用

し、昭和三十四年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

3 改正前の道路整備特別会計法（以下「旧法」という。）第十一条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第

三項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借り入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度としてする借入金及びその償還については、な

お従前の例による。

4 前項の規定により借り入れる借入金、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第四条の利息並びに地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された地方債

証券で道路整備特別会計の昭和三十四年度以前の年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものと含む。）により施行した道路整備事業（新法第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）に係るものとの償還金及び利子は、同会計の歳入とし、旧法第十一条第一項又は前項の規定により借り入れた借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

5 昭和三十四年度以前の年度の予算（昭和三十五年度に繰り越したものと含む。）により施行した道路整備事業に係る地方負担金（新法第三条に規定する地方負担金をい。以下同じ。）、道路整備緊急措置法第四条の利息並びに地方債証券の償還金及び利子は、前項に規定する借入金の償還金及び利子の

財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、道路整備事業に要する費用のうち國庫が負担するものの財源に充てなければならぬ。

6 旧法第十一条第一項の規定による

借入金の償還については、なお従前の例による。

7 道路整備特別会計の昭和三十五年度から昭和三十七年度までの各年度の新法第六条第二項に規定する歳入歳出予定計算書等又は予算には、同項又は新法第八条第二項に規定する書類のほか、前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表（昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び借還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。）を添附するものとする。

会計の昭和三十五年度以後の年度の予算（昭和三十四年度から繰り越したものと除く。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。

8 道路整備特別会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、新法第十四条第二項又は第十五条第二項に規定する書類のほか、地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

9 道路法施行法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別